

動物愛護管理法改正

特定動物の 飼養・保管に係る 規制が変わります

令和2年6月1日以降は、

- ① 特定動物の範囲に、**交雑することにより生じた動物(=交雑種)**※1が含まれます
- ② **愛玩目的**で特定動物(交雑種を含む)を飼養又は保管することが**禁止**されます※2

※1 片親が特定動物の子が対象であり、交雑種同士の子は含みません。

※2 愛玩目的のほか、「動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的」以外の目的で飼養又は保管することが禁止されます。

注意!!

令和2年6月1日以降は、愛玩目的で特定動物の飼養・保管の許可を受けることはできません!!

現在、特定動物の交雑種を飼養・保管している方も、事前に許可を受ける必要があります。申請から許可までには時間を要しますので、お早めにご相談ください。

[申請受付場所]

相模原市健康福祉局保健所生活衛生課

生活衛生班 中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館4階
津久井班 緑区中野613-2 津久井保健センター1階

写真：野毛山動物園提供

[お問合せ] 相模原市健康福祉局保健所生活衛生課生活衛生班
津久井班

TEL 042-769-8347
TEL 042-780-1413